

自動車事故報告規則

〔昭和二十六年十二月二十日運輸省令第四百号〕

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十五条〔平成一八年三月法律一九号により全部改正〕及び道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第百条第一項の規定に基き、自動車事故報告規則を次のように定める。

（この省令の適用）

第一条 自動車の事故に関する報告については、この省令の定めるところによる。

（定義）

第二条 この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。

- 一 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。以下同じ。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。以下同じ。）と衝突し、若しくは接触したもの
- 二 十台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
- 三 死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。以下同じ。）を生じたもの
- 四 十人以上の負傷者を生じたもの
- 五 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの
 - イ 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物
 - ロ 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項に規定する火薬類
 - ハ 高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高压ガス
 - ニ 原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質及びそれによつて汚染された物
 - ホ 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する放射性同位元素及びそれによつて汚染された物又は同条第五項に規定する放射線発生装置から発生した同条第一項に規定する放射線によつて汚染された物
 - ヘ シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）別表第二に掲げる毒物又は劇物
 - ト 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第四十七条第一項第三号に規定する品名の可燃物
- 六 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
- 七 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの
- 八 酒気帯び運転（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第六十五条第一項の規定に

違反する行為をいう。以下同じ。) (特定自動運行旅客運送 (道路運送法施行規則 (昭和二十六年運輸省令第七十五号) 第六条第一項第九号に規定する特定自動運行旅客運送をいう。以下この号において同じ。) 又は特定自動運行貨物運送 (貨物自動車運送事業法施行規則 (平成二年運輸省令第二十一号) 第三条第三号の三に規定する特定自動運行貨物運送をいう。以下この号において同じ。) を行う場合にあつては、旅客自動車運送事業運輸規則 (昭和三十一年運輸省令第四十四号) 第十五条の二第一項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則 (平成二年運輸省令第二十二号) 第三条第一項に規定する特定自動運行保安員 (以下「特定自動運行保安員」という。) が酒気を帯びて特定自動運行用自動車 (同法第七十五条の十二第二項第二号イに規定する特定自動運行用自動車をいう。以下この号において同じ。) の運行の業務に従事する行為。第四条第一項第五号において同じ。) 、無免許運転 (同法第六十四条の規定に違反する行為をいう。) 、大型自動車等無資格運転 (同法第八十五条第五項から第九項までの規定に違反する行為をいう。) 又は麻薬等運転 (同法第百七条の二第三号の罪に当たる行為をいう。) (特定自動運行旅客運送又は特定自動運行貨物運送を行う場合にあつては、特定自動運行保安員が麻薬、大麻、あへん、覚醒剤又は毒物及び劇物取締法 (昭和二十五年法律第三百三号) 第三条の三の規定に基づく政令で定める物の影響により正常な業務ができないおそれがある状態で特定自動運行用自動車の運行の業務に従事する行為) を伴うもの

九 運転者又は特定自動運行保安員の疾病により、事業用自動車の運行を継続することができなくなつたもの

十 救護義務違反 (道路交通法第百七条の罪に当たる行為をいう。以下同じ。) があつたもの

十一 自動車の装置 (道路運送車両法 (昭和二十六年法律第百八十五号) 第四十一条各号に掲げる装置をいう。) の故障 (以下単に「故障」という。) により、自動車が運行できなくなつたもの

十二 車輪の脱落、被牽けん引自動車の分離を生じたもの (故障によるものに限る。)

十三 橋脚、架線その他の鉄道施設 (鉄道事業法 (昭和六十一年法律第九十二号) 第八条第一項に規定する鉄道施設をいい、軌道法 (大正十年法律第七十六号) による軌道施設を含む。) を損傷し、三時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの

十四 高速自動車国道 (高速自動車国道法 (昭和三十二年法律第七十九号) 第四条第一項に規定する高速自動車国道をいう。) 又は自動車専用道路 (道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。) において、三時間以上自動車の通行を禁止させたもの

十五 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣 (主として指定都道府県等 (道路運送法施行令 (昭和二十六年政令第二百五十号) 第四条第一項の指定都道府県等をいう。以下同じ。) の区域内において行われる自家用有償旅客運送に係るものの場合にあつては、当該指定都道府県等の長) が特に必要と認めて報告を指示したもの

(報告書の提出)

第三条 旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。以下同じ。）、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに道路運送車両法第五十条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者（以下「事業者等」という。）は、その使用する自動車（自家用自動車（自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。）にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）について前条各号の事故があつた場合には、当該事故があつた日（前条第十号に掲げる事故にあつては事業者等が当該救護義務違反があつたことを知つた日、同条第十五号に掲げる事故にあつては当該指示があつた日）から三十日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書（別記様式による。以下「報告書」という。）三通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（以下「運輸監理部長又は運輸支局長」という。）を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前条第十一号及び第十二号に掲げる事故の場合には、報告書に次に掲げる事項を記載した書面及び故障の状況を示す略図又は写真を添付しなければならない。

一 当該自動車の自動車検査証の有効期間

二 当該自動車の使用開始後の総走行距離

三 最近における当該自動車についての大規模な改造の内容、施行期日及び施行工場名

四 故障した部品及び当該部品の故障した部位の名称（前後左右の別がある場合は、前進方向に向かつて前後左右の別を明記すること。）

五 当該部品を取りつけてから事故発生までの当該自動車の走行距離

六 当該部品を含む装置の整備及び改造の状況

七 当該部品の製作者（製作者不明の場合は販売者）の氏名又は名称及び住所

3 運輸監理部長又は運輸支局長は、報告書を受け付けたときは、遅滞なく、地方運輸局長を経由して、国土交通大臣に進達しなければならない。

4 第一項の規定にかかわらず、主として指定都道府県等の区域内において自家用有償旅客運送を行う者の場合にあつては、報告書を当該指定都道府県等の長に提出するものとする。

（速報）

第四条 事業者等は、その使用する自動車（自家用自動車（自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。）にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）について、次の各号のいずれかに該当する事故があつたとき又は国土交通大臣の指示があつたときは、前条第一項の規定によるほか、電話その他適当な方法により、二十四時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

一 第二条第一号に該当する事故（旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者（以下「旅客自動車運送事業者等」という。）が使用する自動車が引き起こしたものに限る。）

二 第二条第三号に該当する事故であつて次に掲げるもの

- イ 二人（旅客自動車運送事業者等が使用する自動車が引き起こした事故にあつては、一人）以上の死者を生じたもの
- ロ 五人以上の重傷者を生じたもの
- ハ 旅客に一人以上の重傷者を生じたもの
- 三 第二条第四号に該当する事故
- 四 第二条第五号に該当する事故（自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたものに限る。）
- 五 第二条第八号に該当する事故（酒気帯び運転があつたものに限る。）

2 前条第三項の規定は、前項の規定により運輸監理部長又は運輸支局長が速報を受けた場合について準用する。

3 第一項の規定にかかわらず、主として指定都道府県等の区域内において自家用有償旅客運送を行う者の場合にあつては、同項各号のいずれかに該当する事故があつたとき又は当該指定都道府県等の長の指示があつたときは、当該指定都道府県等の長に速報するものとする。

（事故警報）

第五条 国土交通大臣又は地方運輸局長は、報告書又は速報に基き必要があると認めるときは、事故防止対策を定め、自動車使用者、自動車特定整備事業者その他の関係者にこれを周知させなければならない。